

税制上の優遇措置

京都大学へのご寄付に対しましては、法人税法、所得税法による税制上の優遇措置が受けられます。

別途お送りする国立大学法人京都大学が発行した「寄附金領収証書」を添えて、所轄税務署に確定申告してください。

確定申告の時期は通常、毎年2月16日から3月15日（3月15日が土日の場合は翌日か翌々日）までとなっています。

1. 所得税の控除

所得税法第78条第2項第2号により、その年に支出した寄附金の額（総所得金額等の40%を上限とする）から2,000円を引いた額を、所得税の課税所得から控除することができます。

2. 住民税の控除

京都府・京都市・大阪府・滋賀県にお住まいの方は、寄附金額（総所得金額等の30%を上限とする）に対して、税額控除が受けられます。

控除額は、寄附金額から2,000円を差し引いた額に対して、府県民税は4%、市民税は6%を乗じた額となります。

参考1：所得税軽減額の例

(単位：円)

		課税される所得金額 (税率)			
		300万円 (10%)	500万円 (20%)	700万円 (23%)	1,000万円 (33%)
寄附金額	1万円	800	1,600	1,840	2,640
	5万円	4,800	9,600	11,040	15,840
	10万円	9,800	19,600	22,540	32,340
	100万円	99,800	199,600	229,540	329,340

◆減税額の算出式

(例：課税所得金額500万円の場合)

寄付されていない場合

$$5,000,000 \text{円} \times 20\% \text{ (税率)} - 427,500 \text{ (控除額)} = 572,500 \text{円}$$

10万円寄付された場合

$$\{5,000,000 \text{円} - (100,000 \text{円} - 2,000 \text{円})\} \times 20\% - 427,500 \text{ (控除額)} = 552,900 \text{円}$$

572,500円-552,900円=19,600円（所得税の軽減額）

※上記はあくまでも目安となっております。収入の種類、各種所得控除等により変動が生じることがあります。

※2013（平成25）年～2037（平成49）年までは上記税額に復興特別所得税2.1%が加算されます。

参考2：住民税軽減額の例

（単位：円）

		住民税納付先 (控除率)		
		都道府県 (4%)	市区町村 (6%)	都道府県+市区町村 (10%)
寄付金額	1万円	320	480	800
	5万円	1,920	2,880	4,800
	10万円	3,920	5,880	9,800
	100万円	39,920	59,880	99,800

◆減税額の算出式

（例：課税所得金額500万円の方で10万円ご寄付された場合）

$$(100,000円 - 2,000円) \times 10\% = 9,800円 \text{（個人住民税の軽減額）}$$

参考3：京都市にお住まいの年収500万円の方が10万円寄付された場合の軽減額



$$\text{【所得税の軽減額】} 19,600円 + \text{【個人住民税の軽減額】} 9,800円 = \text{【合計】} 29,400円$$



※上記はあくまでも目安となっております。収入の種類、各種所得控除等により変動が生じることがあります。

関係先 URL

京都府寄付金控除関連ホームページ

<http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/1229928053820.html>

京都府総務部税務課 TEL 075-414-4431

京都市寄付金控除関連ホームページ

<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000051896.html>

京都市行財政局税務部税制課 TEL 075-213-5200

大阪府寄付金控除関連ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/kojnfmin.html>

大阪府財務部税務局徴税対策課事業税グループ TEL 06-6210-9123

滋賀県寄付金控除関連ホームページ

http://www.pref.shiga.lg.jp/b/zeimu/h24kojinkenminzei_kifukinkoujo.html

滋賀県総務部税政課 TEL 077-528-3215